

研究の枠組み

- 研究の概要
- 聾学校乳幼児教育相談の充実に向けて

研究の概要

1. 趣旨及び目的

厚生省（現：厚生労働省）が、平成10～12年度にかけて厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）において、「新生児期の効果的な聴覚スクリーニング方法と療育体制に関する研究」（主任研究者：三科 潤）を実施し、その研究を踏まえ、厚生省は平成12年10月に、「新生児聴覚検査事業実施要綱」を定め、聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児に対する聴覚検査を医療機関に委託して試行的に実施することとした。

さらに平成14年3月 厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）「全出生児を対象とした新生児聴覚スクリーニングの有効な方法及びフォローアップ、家庭支援に関する研究」班（主任研究者：三科 潤）においては、「新生児聴覚検査事業の手引き」を作成した。この手引書は、新生児聴覚検査の体制が整っており、かつ聴覚検査で発見された児の精密検査及び難聴幼児通園施設、又は聾学校幼稚部など早期支援を行う機関との連携が可能な地域において、試行的に実施することにより、新生児聴覚検査の有効性を検討するとともに、将来、全国的なマススクリーニングとして新生児聴覚検査を実施する際に生じる可能性がある問題点をあわせて検討するために実施する「新生児聴覚検査試行的事業」を実施するための手引きである。

このように出生と同時に聴覚検査が可能となり、これまで1歳半健診やそれ以降の行動観察等によって子どもの聴覚障害が発見されていた状況から、0歳台で聴覚障害が発見されるようになってきた。そして、障害発見後の療育や相談のために、聾学校の乳幼児教育相談や当研究所の教育相談センターを訪れるケースが増えてきた。

実際に聴覚障害のある乳児に対する相談を行っていく中で、乳児期における聴覚の評価方法が多様多様で聴力レベル（閾値）の確定が難しいこと、乳児期の聴覚の発達を踏まえた補聴器のフィッティングのタイミングの難しいこと、そして我が子が聴覚障害であることについての保護者の不安に対する支援など様々な問題が実践現場の課題として生じてきた。

そこで本研究では、聴覚の評価や補聴器のフィッティングに関する聴覚的支援、子どもの運動及び行動面を含めた発達の支援、保護者からの相談や母子関係の確立を含めた保護者支援等について聾学校の乳幼児教育相談担当者が行うべき事柄について検討し、その具体的な内容について明らかにすることを目的とした。

2. 研究の経緯

本研究は、以下のような手順で進められた。

○聾学校の乳幼児教育相談（3歳未満児対象）及び難聴幼児通園施設を訪問し、新生児聴力検査によって聴覚障害と診断された乳児を対象とした教育相談事例について、担当者から直接状況を聴取し、乳幼児教育相談についての課題を整理した。なお、聴取した内容については、本研究所紀要に報告した。

○聴取した事例から、検討する観点として①聴覚的支援・発達支援、②初回の相談、③多方面

領域機関との連携、④保護者や家族への支援、⑤幼稚部・幼稚園等への移行支援等を設定した。

○上述した5点のそれぞれをテーマにした研究協議会を開催した。研究協力者に事例の提供を依頼し、その事例を踏まえた協議を行い、聾学校の乳幼児相談担当者にとって、それぞれの点に関する留意すべき内容を検討した。また協議会では、乳幼児教育相談の実践も参観できるように、聾学校や大学を会場にして開催した。

○協議会において検討されたことを整理し、聴覚障害乳幼児及び保護者に対して聾学校の乳幼児教育相談担当者が行う活動の枠組み（聴力レベルなどの聴覚面における支援のみならず子どもとのコミュニケーションに対する支援や家族状況を踏まえた支援）を構築し、本報告書として刊行した。

3. 本報告書の構成

本報告書は、「研究の概要」「新生児聴力検査後の支援について国内外の現況」「乳幼児教育相談の取り組み」「聴覚障害乳幼児教育相談を行うにあたって」「資料」という大きく5つのまとまりで構成した。

「研究の概要」では、研究の趣旨及び目的、研究の経緯、そして本研究の結論として聾学校乳幼児教育相談の充実に向けて、担当者が行う活動として4つの点について報告した。

「新生児聴力検査後の支援について」は、文献を踏まえて国内外の状況を整理したものと、聴覚障害者とかかわっている研究協力者が乳幼児期に大切にしたいと感じていることを踏まえて聾学校の乳幼児相談について述べていただいた。

「乳幼児教育相談の取り組み」では、聾学校での実践事例について3人の研究協力者に執筆いただいた。聴覚障害乳幼児の教育相談において配慮すべき観点から、訪問による乳幼児教育相談の事例、重複障害の乳幼児に対する支援事例、家族を視野に入れた支援事例を報告していただいた。

「聴覚障害乳幼児教育相談を行うにあたって」では、研究協議会での検討を踏まえて、ガイドブックの要素を含めた聴覚障害乳幼児教育相談を行う際の教育相談担当者の心構え等についてQ&Aの形式でまとめた。

「資料」では、聴覚障害乳幼児に深く関わりはないが担当者としては理解しておいてもらいたい子育て支援に関する情報として、子育て支援施策と乳幼児健診の内容について紹介した。また、北海道の新生児スクリーニングモデル事業を実践した結果についての報告をいただいた。あわせてお読みいただきたい。

聾学校乳幼児教育相談の充実に向けて

佐藤正幸

本研究は聾学校乳幼児教育相談に焦点をおいたものである。ここでは、聾学校乳幼児教育相談担当者の役割について以下の4つの観点より検討を行った。

1. 「わが子がきこえない」と診断された後の保護者への支援とは？

Archbold (2005) は、英国における新生児聴覚スクリーニングの現状について述べる中で、保護者に対して「(その保護者の) 子どもがきこえない」ことを伝えることは、医師にとって相当勇気のいることであるとしている。そのために、真実を伝えなければならないと思うあまりに、言動においても配慮をする余裕がなく、伝えられた保護者としては「突き放された」気持ちにされてしまう。

今回、本研究を進めて行く中で、聾学校乳幼児教育相談担当者が、最も重要な役割として位置づけていたのは、このように医療機関で「きこえない」と伝えられた子どもと保護者に対する初回の相談であった。そこで、初回の相談では、医療機関で言われたことなどを担当者が保護者から聴く活動が中心になり、これに対して、担当者は医療機関で言われた言葉の意味を保護者にとってわかりやすく説明し、子どもの今後の見通しを伝える必要が出てくる。すなわち、「きこえない」と診断された後の保護者への支援とは、保護者の話を聴く、今後の見通しを伝えることが主な活動となろう。保護者と教育相談担当者の信頼関係はこの活動によって決まるといっても過言ではない。

2. 親子関係の確立の支援がまず大事である。

「きこえない」と診断された子どもの保護者の多くは、聴覚障害に関して初めてという状況である。そのため、我が子がきこえないと知った時、我が子とのコミュニケーションに自信が持たなくなり、子どもの成長を喜び合う本来の保護者の姿が見えなくなってしまう。そして、その保護者の行動は子どもにも少なからず影響をもたらす。教育相談担当者としては、きこえないということをどのように保護者に伝えるか、また、その中で聴性行動以外の面で、子どもの行動(例えば仕草など・・・)の見方を伝え、その際の関わり方などをアドバイスすることが必要とある。

「きこえない」とわかると、どちらかと言えば、補聴器の装用、人工内耳の手術、音入れ、マッピング、さらには手話の学習がまず出るが、コミュニケーション方法などを知り得ていない乳幼児にあっては、これらの活動の前に、子どもの行動の見方、関わり方のアドバイスを行う、親子関係の確立の支援が重要な活動となってくる。

3. 支援とは、working togetherである。

これは、乳幼児教育相談担当者が常に心得ておく必要がある考え方である。すなわち、教育相談担当者は、常に保護者の話を聴くことに徹してから、その話の内容に応じて、こちらのアドバイスを用意する。また、支援においても一般論も必要であるが、あくまでも目の前にいる子どもと保護者に対応した支援を行う必要がある。その際、担当者の好き嫌い（手話に対する抵抗感など、補聴器・人工内耳に対する抵抗感など）の感情を出さないようにすることが重要である。そこで、ここにおける支援とは子ども及び保護者より「教えられて」、そして担当者より「働きかける」という意味で「working together：共に活動する」ということになろう。

4. 子ども及び保護者の実情に合わせた支援とは？

聾学校乳幼児教育相談に来る子ども、保護者の状況は様々である。居住地が聾学校からかなり離れている遠隔地であること、母子家庭であること、子どもが聴覚障害のみならず他の障害を併せ有する重複障害であることなどである。

まず、遠隔地に居住する子ども及び保護者に対する支援においては、本研究でもみられたように、学校を離れてその地域へ出向くという家庭訪問の形態が取られている。しかしながら、担当者の確保及び時間の確保に課題があり、苦慮している面も見受けられる。少子化という問題も絡んで全国的に聾学校の設備そのものが縮小化する傾向にあるが、このような遠隔地の場合、一部の聾学校で既に始まっている分教室、サテライト教室の設置を推進する必要があるものと思われる。そのためには、設置に向けての法整備も必要とされよう。

次に母子家庭については、保護者が勤労の関係で時間の確保が難しいことから、中々教育相談に来ることができないという現状がある。その状況にあって、担当者としては前述の家庭に出向くという考え方もあるが、状況によっては、子どもが在籍する保育園と連携して、その保育園の場を借りて、教育相談を行うということも考えられる。同時に、子どもが在籍する保育園に対する支援も忘れてはならない。

最後に、重複障害について、聴覚障害以外の障害（知的障害、肢体不自由、内部障害など）に関してその関係機関との連携は必須である。しかし、同じ障害があるといえども、子どもによって状況、ニーズが全く異なる場合が多く、このような連携において職務のための連携ではなく、それぞれの子どもに応じた連携の在り方を考えることが肝要である。すなわち、子ども及び保護者不在の連携であってはならないということである。さらに、聴覚障害を専門領域とする聾学校乳幼児教育相談担当者としては、コミュニケーションにつながる親子関係の確立のための支援、聴覚的支援を、重複する他の障害の状況を考慮しながら、進める必要があるものと思われる。

文献

Archbold: Making the new technologies work for deaf children in the community -at home and school.BSA(British Society of Audiology) News issue 46,27-28,2005.